

本会の所在地および事務局の所在地に関する細則

(2023年8月27日制定)

(目的)

第1条 この細則は、会則第1条の規定に基づき、本会の所在地および事務局の所在地を定める。

(本会および事務局の所在地)

第2条 本会および本会の事務局を、事務局長の住所地である三重県いなべ市員弁町笠田新田281に置く。

附 則

この細則は、2023年9月1日から施行する。

部局に関する細則

(2023年8月27日制定)

(目的)

第1条 この細則は、会則第4条の事業を行うために設置する部局について定める。

(部局)

第2条 会則第4条の事業を行うために次の部局を設置する。

(1) 惑星および小惑星による掩蔽

惑星および小惑星による掩蔽に関する観測の予報、報告の受付と取りまとめ、および IOTA への報告等を行う。

(2) 星食

星食に関する観測の予報、報告の受付と取りまとめ、および IOTA への報告等を行う。

(3) ウェブサイト管理

本会のウェブサイトの維持管理を行う。

(4) 観測データの保存

本会に報告された観測データの保存と維持管理を行う。

(5) 広報・研修

本会の事業に関する広報や、本会の目的を達するために必要な研修等を行う。

(6) 地域支部

それぞれの地域における活動の取りまとめや広報等を行う。

理事会に役員を派遣するため、各支部はそれぞれ地域理事を1名選任する。

2 代表は必要に応じて理事会の議決を経て部局を設置することができる。

附 則

この細則は、2023年9月1日から施行する。

会費に関する細則

(2023年8月27日制定)

(目的)

第1条 この細則は、会則第6条の規定に基づき、本会の会費について定める。

(納入期限)

第2条 会費は当該年度の開始日までに支払いを完了すること。ただし、新たに入会する正会員は入会時に当該年度の会費を支払うものとする。

(会費)

第3条 本会の会費は次の通り定める。

- (1) 正会員 年額 1500 円
- (2) 準会員 会費を支払うことを要しない

附 則

この細則は、2023年9月1日から施行する。

入退会の手続きに関する細則

(2023年8月27日制定)

(目的)

第1条 この細則は、会則第7条及び第8条の規定に基づき、入退会の手続きについて定める。

(入会)

第2条 入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 正会員として入会を認められたものは、会費に関する細則で定められた会費をすみやかに納入しなければならない。

(退会)

第3条 退会を希望する者は、退会届を提出し、未納の会費がある場合はそれを納入することによって、任意の時に退会することができる。

- 2 会員の死亡に際しての退会については、退会届の提出を要しない。

附 則

この細則は、2023年9月1日から施行する。

総会の開催方法と議決権の委任に関する細則

(2023年8月27日制定)

(目的)

第1条 この細則は、会則第13条の規定に基づき、総会の開催方法と議決権の委任について定める。

(総会の開催方法)

第2条 代表は一年に一度、定期総会を開催し、必要な事案が生じた場合は理事会の議決を経て、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、議決権を有しない準会員も傍聴することができる。

(議決権の委任)

第3条 議決権を有する会員は、総会への出席が困難な場合、所定の委任状を代表に提出して、総会に出席し議決権を有する会員に議決権を委任することができる。

附 則

この細則は、2023年9月1日から施行する。